

生駒市規則第 28 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 11 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 47 年 12 月生駒市規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第 4 条中「の報告」を「の規定による報告」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職及び氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発⽣年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第 7 条の 2 第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第25条 実施機関は、条例又はこの規則による補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

様式第1号中

「 (5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。 」

「 (5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。 」

3 一部負担金

あなたが通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員である場合は、一部負担金を納付しなければなりません。 」

改め、「権利は、」の次に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

様式第19号及び様式第20号中「第26条」を「第27条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定（「権利は、」の次に「これを行使することができる時から」を加える部分及び「行わない

」を「行使しない」に改める部分に限る。)は、平成32年4月1日から施行する。